

必要書類

以下の書類が必要になります。

- ①生存給付金支払請求書
- ②「生存給付金受取人様」および「親権者様」の発行後6か月以内の住民票（写し）の**原本**
※世帯全員分のものであれば1点でお手続き可能です。

【住民票のご提出が難しい場合】

生存給付金受取人様と親権者様の本人確認書類のコピーをそれぞれ2種類
※生存給付金受取人様と「姓」「住所」のいずれかが異なる場合は、上記本人確認書類に加え、
生存給付金受取人様との続柄がわかる「戸籍謄本」のコピーのご提出もお願いいたします。

- ・住民票をご提出いただく場合、マイナンバーの記載のない住民票をご用意ください。
- ・後見人様等がご請求いただく場合、別途必要書類がございますので、お問い合わせ専用ダイヤル0120-125-104までご連絡ください。

! お支払完了後、「お支払いのお知らせ」を本人確認書類のご住所へ転送不要・簡易書留郵便でお届けいたします。

本人確認書類例示



ご本人様確認のため、「本人確認書類」のご提出が必要になります。

- ①必須事項である氏名・住所・生年月日・書類名称が特定できる部分をすべてコピーしてください。
(裏面等、必須項目が記載された部分のコピー漏れにご注意ください。)
- ②有効期限内のものをご提出ください。

■ 1点 で本人確認書類として認められるもの

以下の**原本**（発行後6か月以内）

- ・住民票の写し（コピーではありません）（※1）
※1 個人番号、住民票コードの記載がないもの

<注意>

「生存給付金受取人様」および「親権者様」の発行後6か月以内の住民票（写し）の原本が必要となります。

■ 2点 で本人確認書類として認められるもの

以下のいずれかのコピーを2点

- ・運転免許証、運転経歴証明書
- ・各種保険証、健康保険証（※2）
- ・マイナンバーカード（顔写真入り）
注：マイナンバー通知カードはお取り扱いできません。
個人番号記載面（裏面）は不要です。
- ・旅券（パスポート）
注：住民票住所を記入したページもご提出ください。
- ・各種手帳（※3）

※2 国民健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、共済組合員証、私立学校教職員共済制度加入証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証

※3 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病手帳

<注意>

生存給付金受取人様と親権者様とで**それぞれ2種類**必要になります。

また、生存給付金受取人様と「姓」「住所」のいずれかが異なる場合は、生存給付金受取人様との続柄がわかる「戸籍謄本」のコピーのご提出もお願いいたします。

住民票（写し）

- 発行日から6か月以内の原本をご用意ください。
※コピーではありません。
- 「生存給付金受取人様」と「親権者様」を含む世帯全員分の住民票（写し）の原本であれば、1点でお手続き可能となります。

各種保険証・健康保険証

- 表面に住民票住所の記載があるかご確認ください。
- 住民票住所の記載欄が無い場合は、裏面に住民票住所を記入のうえ、コピーしてください。
- コピーの記号、番号、保険者番号を黒く塗りつぶしてください。

運転免許証・運転経歴証明書

- 住民票住所に変更がある場合は、裏面も必ずコピーしてください。
- 運転経歴証明書は、交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。

※本書に記載の例示は本人確認書類の代表例となります。